

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

改正案	現行
<p>(提供しなければならない情報)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質(以下「含有指定化学物質」という。)(の名称)当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量(以下「第二種指定化学物質量」)の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。)</p> <p>二七 (略)</p>	<p>(提供しなければならない情報)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質(以下「含有指定化学物質」という。)(の名称)当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量(令別表第二九号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するインジウムの質量、同表第四十四号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するタリウムの質量、同表第五十号に掲げる第二種指定化学物質にあつてはその含有するテルルの質量。以下「第二種指定化学物質量」という。)(の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。)</p> <p>二七 (略)</p>

八 当該指定化学物質等の環境影響

八 当該指定化学物質等の暴露性